



島原市教育大綱



令和6年3月

長崎県島原市

1 策定の趣旨

平成27年4月施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、各地方公共団体の長は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じて、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

島原市におきましても法の趣旨を踏まえ、平成28年3月に第1期を、令和2年3月に第2期の「島原市教育大綱」を策定しました。

現行大綱の対象期間が令和5年度末をもって終了しますが、目標の見直しを行った上で、島原市総合教育会議での協議結果を踏まえ現行大綱を2年間延長するものです。

2 位置付け

本大綱は、国及び長崎県の教育行政の動向、社会環境の変化、多様化する市民ニーズなどを勘案した上で、島原市の将来都市像を定める「第7次島原市市勢振興計画」に基づき、島原市の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する分野の指針として位置付けます。

また、具体的な施策や事務事業については、「島原市教育振興基本計画」及び「島原市スポーツ推進計画」において展開することとします。

3 対象期間

令和2年度（2020年度）から令和5年度（2023年度）までの4年間から2年間延長し令和7年度（2025年度）までの6年間とします。

4 目標

1 確かな学力を身に付けた、心豊かでたくましく生きる子どもの育成

(1) 学力向上対策の充実

課題の発見・解決に向けた「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った学習を推進し、児童生徒に「確かな学力」を身に付けさせ、学びを人生や社会に活かそうとする人材の育成に努めます。

(2) 地域と連携した豊かな心の育成

いじめ・不登校・児童虐待問題については、関係機関と連携し、各種相談の充実を図りながら未然防止を念頭に早期発見・早期解決に努めます。

また、道徳教育の充実を図るとともに地域の人材や教育力を活かしたふるさとの未来を担う人材の育成に努めます。

(3) 国際化、情報化に対応した人材の育成

全ての小・中学校に外国語指導助手を配置し、外国語教育の充実を目指すとともにコミュニケーション能力を有する人材の育成に努めます。

また、一人一台端末を最大限に活用し、GIGAスクール構想の推進に努めます。

(4) 健やかな体の育成

食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることができるよう食育を推進し、感謝の心の育成に努めます。

また、小学校の水泳学習において、公共施設のプールを活用することで計画的な水泳学習の推進に努めます。

更に、防災教育や登下校指導を通して、命を大切にしている教育の推進に努めます。

2 豊かな心と郷土愛を育む、強い絆で結ばれた地域づくり

(1) 子どもから大人まで自由に学び合える学習体制の充実

公民館を拠点として、高齢者、女性、障害者を含めいつでもどこでも誰でも学ぶことができる環境整備や、多世代の交流を促進するとともに、学習で得た成果を地域に還元できる体制づくりに努めます。

社会教育関係団体の育成を図り、地域コミュニティへの支援や地域に根ざした活動の活性化を図ることによって、地域の絆の再生や、生きる力と豊かな人間性の形成に努めます。

(2) 子どもを健やかに育てる家庭・地域の育成

子どもの生きる力の基礎となる家庭教育を支援し、学校・家庭・地域が一体となり地域全体で子どもたちを育む活動を推進できるような周知啓発や環境整備に努めます。

子どもたちの体験活動の充実のために、地域の人材を活用した安全で安心して活動ができる居場所づくりを通して、地域ぐるみで見守り育てていく気運づくりに努めます。

(3) 歴史文化遺産の保存活用と伝統文化の継承による郷土愛の醸成

市民ひいては国民の共有の財産である島原城跡や歴史ある城下町、松平文庫をはじめとした歴史文化遺産の保存並びに積極的な活用を図ります。

更に、新たな歴史文化遺産の掘り起こしや既存遺産の磨き上げを進め、郷土に伝わる歴史・伝統文化を伝承するとともに、学び継承することができる機会を拡充し、ふるさと島原への誇りと愛着をもつ心の育成に努めます。

3 スポーツを通じた人づくり・地域づくり

(1) ライフステージに応じた生涯スポーツの充実

子どもから高齢者までスポーツの絆を広げるため、運動部活動の地域連携や総合型スポーツクラブの普及・推進、また、市民だれもがいつでも、どこでも気軽にスポーツに親しむことができるようニーズに応じたスポーツ活動の提供・充実に努めます。

(2) 夢を育むジュニアスポーツの充実

「夢の教室」や「ジュニアスポーツの振興」を通して、将来に向かって「夢・憧れ・志」を持つことの大切さを学ぶ機会を提供することで、児童生徒の意識の高揚を図り、さらなるスポーツの振興や競技力の向上に努めます。

(3) スポーツを活用した地域活性化

ラグビーワールドカップ日本大会の公認チームキャンプ地、東京2020パラリンピック競技大会ドイツパラ陸上競技の事前キャンプ地として世界的に認められた充実したスポーツ施設や宿泊施設を有効活用し、国内外のトップレベルのスポーツ大会や各種スポーツ競技の合宿等を誘致することにより「スポーツ国際交流都市」としての位置づけを確かなものにし、交流人口の拡大と地域の活性化に努めます。

4 教育・スポーツ政策推進に向けた基盤整備の推進

(1) 安全で快適な教育・スポーツ施設の整備

公共施設等総合管理計画（個別施設計画）を基にした長寿命化改修によりトータルコストの低減を図るとともに、安全・安心を確保した環境と老朽化対策の一体的な整備を進めます。

また、市民のスポーツの振興や健康増進に繋がる環境整備を進めます。

(2) 時代ニーズに即した質の高い環境の整備

教育施設については、学校の適正規模・適正配置を考慮した計画的な整備に取り組むとともに、災害時の高齢者や障害者などへ配慮したバリアフリー化、避難所としての防災機能強化を図ります。

また、学校 ICT 環境の整備充実を進めます。

(3) 誰もが安心して学ぶためのセーフティネットの構築

準要保護世帯に対する就学支援制度や経済的理由により修学が困難な者に奨学金を貸し付ける「貸付型奨学金」、市内への帰郷・定住を目的とした償還免除型の「もどってこんね奨学金」などの施策を図るとともに、誰もが安心して学ぶためのセーフティネットの構築を図ります。

本大綱は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき定めるものであり今後は、本大綱の目的に沿って島原市民全員の教育力を結集し「将来を担う人材と豊かな心を育むまちづくり」の実現に向け全力で取り組みます。

なお、対象期間の中途において内容を見直す必要が生じた際には、教育委員会と協議の上見直すことができるものとします。

令和6年3月22日

島原市長 古川 隆三郎